消防組規則施行細則第三十八條ノ二第一項第二號ニ依リ
金馬簾ノ使用ヲ認許ス
昭和二年三月二十七日

福岡縣知事　從四位勳三等　大塚精惟

同四年紀元節の佳辰に方り、齋藤縣知事は、中野組頭を表彰し五年一月、松本縣知事は更に本市消防組の水火災警防上成績優良なるを表彰して、金馬簾の使用を認許したり。

表彰狀

久留米市消防組

多年消防組ノ職務ニ當リ常ニ意ヲ消防ノ施設改善ニ用ヒ消防精神ノ鼓吹ニ力メ變災ニ方リテハ卒先難ニ臨ミ衆ヲ率ユル等其功績顯著ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ玆ニ時計一個ヲ授與シ之ヲ表彰ス
昭和四年二月十一日

福岡縣知事　從四位勳三等　齋藤守圀

六年九月大日本消防協會は、又吾が組頭拾有餘年勤勉努力の功勞を表彰して、功績章を贈與し、

第六二號

表彰狀

福岡縣久留米市消防組
組頭　中野猪之助

勤務勉勵技能熟達且ツ平素能ク水火災ノ豫防ニ努メ其ノ功績顯著ナリ仍テ所定ノ功績章ヲ贈與シテ之ヲ表彰ス

昭和六年九月九日

財團法人大日本消防協會長

正三位勳一等　安達謙藏

尋いで翌年三月廿八日、同協會長より、內務省官邸に於て、本市消防組に對する表彰旗及表彰狀を授與せらる。

第十五號

表彰狀

規律嚴肅ニシテ技能熟達シ且各般ノ施設充實シ平素能ク水火災ノ豫防ニ努メ其成績拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ所定ノ旗旌ヲ贈與シテ之ヲ表彰ス

昭和七年三月二十八日

財團法人大日本消防協會長　正三位勳一等　鈴木喜三郎

久留米市消防組

斯くて同月三十日、該表彰旗受領のため上京せし、中野組頭、近藤副組頭、氷室第五部長等の一行、久留米に歸着するや、市內各部消防組員は堵列して之を迎へ、驛頭に於て表彰旗披露の式を擧げたり。全國一萬一千餘の消防組中、大日本消防協會せられた所、然もるものの十五個とが共に組頭と消防組るは、吾が久留米市の外僅に六市邑にて今や名實相伴ふ模範消防組と謳はるゝに至れり。是れ本市消防が、藩政時代の傳統的氣魄を存して、官民協同一致斯道に盡瘁せる結果たらずんばあらず。

消防組及人員總數（昭和六年末現在）

	全國		縣內	
組數	二・〇四〇	組數	三三二	
人員數	二・〇一五・五〇五	人員數	八九・四七七	

（一）全國にて、大日本消防協會より組頭及組共に表彰せられたるは、函館・札幌・南千住・一ノ宮・足利・呉・久留米の消防組なり。

第九章　規程

第一節　舊消防組規約

本章の冒頭に於て、明治廿四年にはじめて制定せし、當市消防組の規約を掲げ新舊相對照して、其發達變遷を偲ぶ料たらしめんと欲す。

久留米市消防組規約

第一章　組織

第一條　久留米市民ハ此規約ニ依リ消防組服役ノ義務アルモノトス

第二條　消防組ハ滿二拾五歳以上三拾五歳以下ノ男子ヲ以テ組織ス

第三條　左ニ掲クルモノハ服役ヲ免除ス

一　官職アル者　二　市吏員

三　教員　四　法律上ノ議員

五　神官僧侶　六　白痴瘋癲者

七　監視中ノ者　八　癈篤疾者

九　役員會議ニ於テ議決シタル者

第四條　消防組ヲ分テ六組トナス其區域ハ左ノ如シ

壹之組　通町　通外町　通東町　南薫町　南薫西町　寺町　螢川町

弐之組　櫛原町　日吉町　三本松町　新町　紺屋町

參之組　原古賀町　苧扱川町　小頭町

四之組　庄島町　裏町

五之組　米屋町　鍛冶屋町　片原町　魚屋町　細工町　築島町　今町　田町　兩替町　呉服町

築島新町　篠山町　京町　洗町　繩手町

六之組　瀬下町

第五條　消防組ハ市及ヒ其接近郡村ニ於テ出火ノ際出役消防スルモノトス

但洪水其他ノ事變ニ際シ警察官又ハ市參事會ヨリ臨時召集スル時ハ出役スルモノトス

第二章　役員選擧及其職務

第六條　消防組ニ左ノ役員ヲ置ク

總長	一名
副總長	一名
組長	六名
副組長	六名
器械裁判役	若干名
伍長	仝
傳達使	十二名
調度方	十二名

第七條　役員ノ任期ハ滿三年トス但シ再選スルヲ得

第八條　正副總長ハ總組ニ於テ選擧シ正副組長ハ各其組ニ於テ選擧スルモノトス

但正副總長組長ハ第二條ノ年齡ニ拘ラサルモノトス

役員選擧ハ投票ヲ以テス投票多數者當選トス當選者ハ相當ノ事故アルニ非サレハ辭スル

コトヲ得ス

伍長ハ組長適宜選任ス

器械裁判役傳達使調度方ハ總長組長協議ノ上之ヲ選任ス

第九條　總長ハ消防一切ノ事務ヲ總理シ組長以下ヲ指揮統督ス

副組長ハ總長ヲ輔翼シ總長差支アルトキハ其代理ヲナス

第十條　組長ハ旨ヲ總長ニ受ケ其組ヲ指揮監督ス

副組長ハ組長ヲ輔翼シ組長差支アルトキハ其代理ヲナス

第十一條　器械裁判役ハ上長ノ旨ニ從ヒ受持器械ノ運轉ヲ指揮ス

第十二條　伍長ハ上長ノ指揮ニ從ヒ伍列ノ進退駈引ヲ掌ル

伍長差支アルトキハ他ノ伍長又ハ其組合ノ年長者之カ代理ヲナス

第十三條　傳達使ハ總長ニ隷屬シ總長ノ旨ヲ組長以下ニ傳達シ其號令ノ統一ヲ維持ス傳達使ハ消防組部員ノ勤怠ヲ勘査シ之ヲ總長ニ報告スヘシ

第十四條　調度方ハ各組ニ分屬シ器械ノ調度ヲ掌理ス

第三章　器械及配置

第十五條　消防器械ハ在來ノモノ及ヒ將來新調ノモノヲ以テ之ニ充ツ

第十六條　器械ノ配置ハ可成從來ノ儘存置スルヲ要ス

但シ不得止事情アルトキ又ハ新調ノ器械ハ役員會議ニ於テ其配置ヲ定ム

第十七條　標旗及ヒ提灯ハ一齊ノモノヲ調製シ各組ニ分ツ但其數及ヒ圖式左ノ如シ

本部旗　壹

組旗　四十二

役員指揮旗　役員ノ數ニ應ス但伍長ヲ除ク

本部高張提灯　壹

組高張提灯　四十二

役員手提灯　役員ノ數ニ應ス　但伍長ヲ除ク

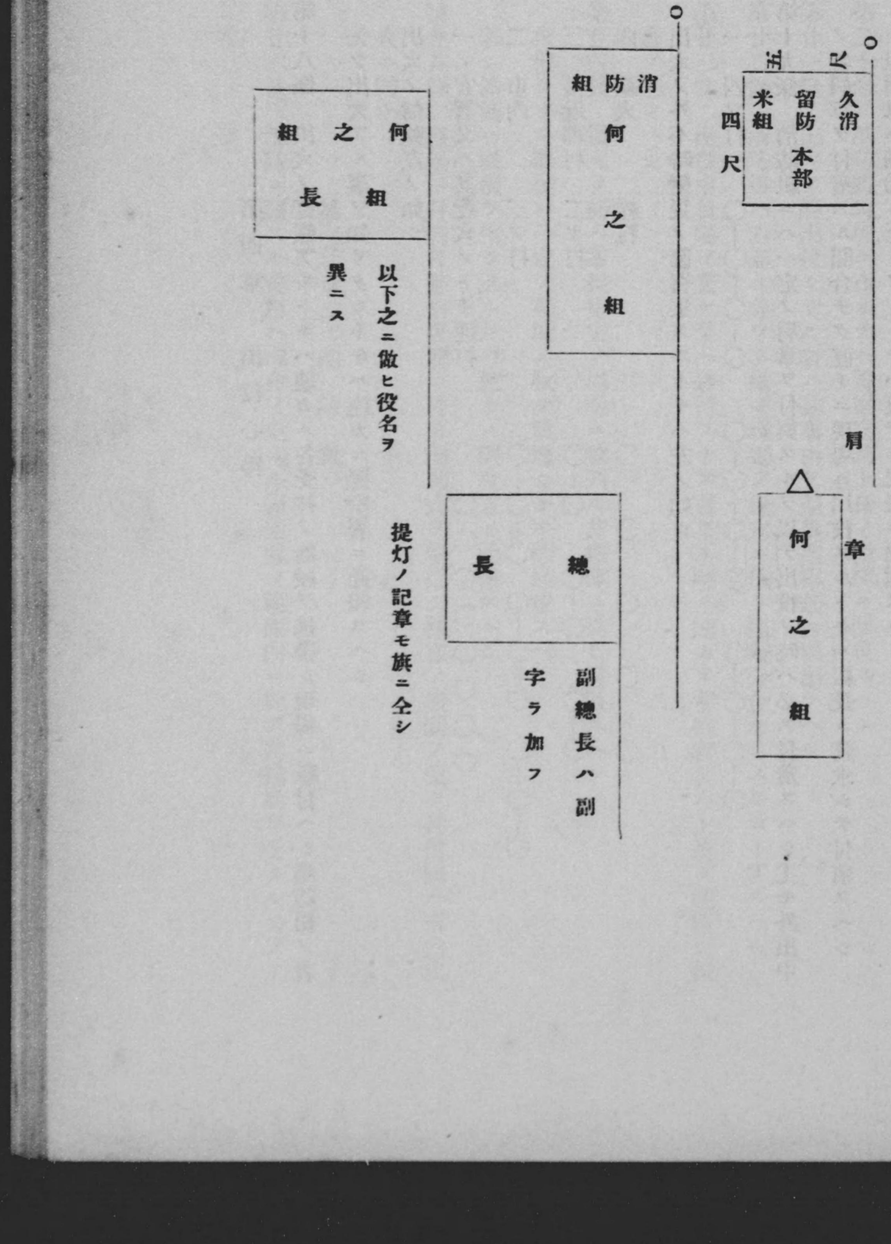

第四章　出役心得

第十八條　出火ノ警報アルトキハ速カニ各受持ノ器械ヲ携帯シ現場ニ駈付ヘシ消防組ノ者先ツ出火アル事ヲ知リタルトキハ速カニ警察署ニ通報スヘシ

出火ノ信號左ノ如シ

一　官署又ハ其近火ノトキ連打　○○○○○○○

二　市内　三ツ打　○—○—○　○—○—○　○—○—○

三・接近郡村　二ツ打　○—○　○—○　○—○

四　鎮火　緩打　○　○　○　○

出火ノ外不時變災ノ節召集スルトキハ左ノ如シ

一　四ツ打　○—○—○—○　○—○—○—○

第十九條　消防組ニハ一定ノ肩章ヲ付與スルヲ以テ出役ノ時ハ必ス付着スヘシ尤モ外出中ノ者肩章ヲ付着スル間合ナク直チニ現場ニ出役スルトキハ組長ニ請求シテ付着スヘシ

但肩章ハ滿齡ニ至リタルトキハ直チニ組長ニ返還スヘシ

第二十條　消防組現場ニ在リテハ警察官及上長ノ指揮ニ服從スヘシ

第廿一條　出火ノ際出役セサル者ハ其事由ヲ翌日迄組長ニ届出ツヘシ

第廿二條　消防組ハ六部ニ分ツト雖モ現場ノ便宜ニ依リ臨時分合セシムルコトアルヘシ

第廿三條　出役中負傷ヲ受ケ又ハ暴行ヲナス者アル時ハ速カニ警察官又ハ上長ニ通報シ保護ヲ乞フヘシ

第廿四條　鎮火ノ節ハ組長指定ノ場所ニ整列シ其指揮ニ從ヒ退散スヘシ

携帶シタル器械ハ一定ノ場所ニ收メ散逸セサル様注意スヘシ

若シ器械ニ破損ヲ生シタルトキハ速カニ調度方ニ通報スヘシ

第廿五條　毎年一月四日警察署前ニ於テ出初式ヲ擧行シ警官ノ檢閲ヲ受ク其信號ハ市内出火ニ同シ

第五章　消防費

第廿六條　消防ニ關スル費用ハ市會ノ定ムル警備費ノ範圍内ニ於テ其補助ヲ受クルモノトス

第廿七條　消防費目左ノ如シ

一　器械新調費　　二　器械修繕費

三　喞筒手入費　　四　賞與費

五　祭祀料及諸手當金　　六　役員實費

七　役員會議費　　八　正副總長組長報酬金

第廿八條　消防費收支ニ關シテハ總長ノ手ヲ經由スルコトヲ要ス

第廿九條　收入シタル過怠金ハ凡テ其組ノ消防費ニ充ツルモノトス

第六章　役員會議及權限

第三十條　役員會議ハ大會小會トナス

大會ハ正副總長組長器械裁判役傳達使調度方ヲ以テ組織ス

小會ハ其組正副組長器械裁判役伍長及ヒ調度方ヲ以テ組織ス

第卅一條　大會ニ於テハ總長ヲ以テ議長トシ小會ハ組長ヲ以テ議長トス

大會ニ於テ總長差支アルトキハ副長ヲ以テ議長トシ副長又差支アルトキハ組長ノ內年長

ヲ以テ議長トス

小會ニ於テ組長差支アルトキハ副長ヲ以テ議長トシ副長亦差支アルトキハ器械裁判役ヲ以テ議長トス

第卅二條　議事ハ可成協議ヲ以テ定ムト雖モ議事纏ラサルトキハ普通會議法ニ依リ比較多數ヲ以テ之ヲ定ム

第卅三條　議事ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開カス

第卅四條　議長ハ議事ヲ整理シ議場一切ノ取締ニ任ス

大會書記ハ傳達使小會書記ハ調度方ノ內壹名又ハ貳名ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ議長ノ指揮ニ依リ議場ヲ準備シ議事錄ヲ調整スヘシ

議事錄ニハ問題及ヒ議決ノ要領ヲ記シ出席員總テ記名スヘシ

第卅五條　議會ハ必要ノ議件アルトキ議長召集ス各役員ハ六名以上ノ同意ヲ以テ議會ヲ請求スルコトヲ得

第卅六條　大會ハ左ノ目的ニ依リ之ヲ開ク

一　消防組細則ニ關スルコト
二　賞罰ニ關スルコト
三　器械新調ニ關スルコト
四　器械置場ヲ新設シ及ヒ變更スルコト
五　消防費ニ關スルコト
六　消防方免否ニ付故障ニ關スルコト
七　役員選擧ノ當否及ヒ辭職許否ノコト

第卅七條　小會ハ左ノ目的ニ依リ之ヲ開ク

一　內則ニ關スルコト
二　器械並ニ器械置場ノ修繕及其費用ニ關スルコト
三　器械受持ヲ定ムルコト
四　勳功者及犯則者ノ處分ヲ申請スルコト
五　祭祀料及手當金等ヲ申請スルコト

六　過怠金徵收ニ關スルコト

第卅八條　各役員ハ前二條ニ揭クル條件ノ外消防組ノ利害關係ニ付意見ヲ提出スルコトヲ得

第卅九條　小會ノ議決ハ總長ノ認可ヲ得タル上實行スヘシ但大會ノ決議ヲ經ヘキモノハ此限リニ非ス

小會ニ於テ越權ノ議決ヲナシタルトキハ大會ニ於テ取消スコトヲ得

第四十條　大會ノ決議ハ各役員實行ノ責ニ任ス

第七章　賞罰及手當金

第四十一條　消防ノ際超衆拔群ノ働キヲナシタル者ハ相當ノ賞金ヲ與フルコトアルヘシ

第四十二條　消防ノ際傷痍ヲ受ケ又ハ傷痍ノ爲死亡シタルトキハ相當ノ手當金及ヒ祭祀料ヲ給與ス

第四十三條　此規約ニ違背シ又ハ上長及ヒ警察官ノ指揮ニ從ハサル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ過怠金ヲ徵收ス

又事情ニ依リ消防組ヲ除名スルコトアルヘシ消防組ヲ除名シタルトキハ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第八章　雜　則

第四十四條　此規約及ヒ役員會ニ於テ定メタル細則ハ市參事會ノ認可ヲ受ケ且警察署ヘ届出ツルモノトス

第四十五條　此規約ハ明治廿四年七月一日ヨリ施行ス

第四十六條　組織成就ノ上ハ適當ノ地ニ於テ臨時演習ヲ擧行スヘシ

久留米市消防組規約細則

第一條　組員ハ分ツテ左ノ擔當ヲナス

一	喞筒	擔當
一	龍吐水	擔當
一	鳶口	擔當

一	梯子	擔當
一	組ノ標旗標燈	擔當
一	本部付	擔當

第二條　各組器械ノ個數ハ規約ニ定限アルモノ及喞筒ヲ除ク外一組ニ付左ノ制限以内トス

但シ必要アリテ新設增減スル場合ハ大會ノ決議ヲ要ス

一	鳶口	百本以下二十本以上
一	梯子	五挺以下二挺以上
一	龍吐水	三挺以下二挺以上

但附屬品ハ適宜トス

第三條　器械置場ハ各組ニ於テ可成組内區域ノ中央便宜ノ場所ヲ撰定シ總長ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムルモノトス一人ニテ使用スヘキ器械ニアリテハ常ニ其擔當者中ニ渡シ置クコトヲ得

第四條　市街接近郡村出火ノ節ハ其出火最寄ノ組ヨリ出役シ他ノ各組ハ出役セサルモノトス

第五條　喞筒擔當員ハ喞筒置場所在ノ組長ニ屬スルモノトス

第六條　喞筒擔當員ニ於テ使用方ノ練習ヲナサントスルトキハ組長ヲ經テ總長ノ許諾ヲ要ス練習出役スルトキハ金五錢ヲ給ス但シ練習時間半日ナルトキハ金三錢ヲ給ス

第七條　組員中規約第三條ノ事故出來シタルトキハ組長ヲ經テ總長ニ屆出テ除名ヲ乞フヘシ其屆出ヲナサヽル迄ハ組員タルノ義務ヲ有ス

第八條　組員ノ義務ヲ負フコト能ハサル事故ヲ生シタルトキハ書面ヲ以テ組長ニ申立ヘシ組長ハ假リニ處分シ置キ通常大會ノ節之カ處分ヲ請ヒ本人ニ通知スヘシ

第九條　規約第十九條但書ノ肩章返還セサル迄ハ假令滿齡ニ至リタルト雖モ組員ノ支配ヲ受クヘキモノトス

第十條　組員中三ケ月以上ノ旅行ヲナストキハ組長又ハ伍長ニ通知スヘシ其手續ヲナサスシテ旅行中出火アリタル時ハ無屆不參ノ處分ヲナス

第十一條　各受持ノ器械ハ可成鄭重ニ取扱ヒ猥リニ毀損又ハ紛失セシメタルトキハ之カ賠償ヲナスモノトス

第十二條　規約第廿一條ノ屆出ヲナスト雖モ其事故正當ナラス一己ノ怠惰ニヨヲ出役セサリシトキハ規約第四十三條ニ據リ過怠金ヲ徵收ス

第十三條　出役中ニ非スシテ肩章ヲ紛失シタル者ハ速カニ相當ノ代料ヲ出シ組長ニ請求スヘシ此請求ヲ怠リタルコトヲ發見シタルトキハ規約第四十三條ニ據リ過怠金ヲ徵收ス

第十四條　組員ハ互ニ違約者アルヲ知リタルトキハ鎭火後五日以內更ニ請求スヘシ

第十五條　各役員ハ常ニ違約者名簿ヲ備置キ違約者ヲ認メタルトキハ其時々事由ヲ登錄シ之ヲ每年通常小會ニ提出シ其議決ヲ經テ大會ニ處分方ヲ申請シ之カ決議ヲ執行ス

第十六條　火災近隣ノ家屋ハ警察官及ヒ總長ノ指揮ヲ得ルニアラサレハ決テ破毀セサルモノトス

第十七條　大會小會ハ每年左ノ期月ニ於テ通常會ヲ開ク

會議ノ場所及ヒ日時ハ三日前總長之ヲ告知ス

大會　十一月

小會　十　月

第十八條　通常會ニ於テ議決スヘキ概目左ノ如シ

一翌年度（會計年度ヲ云フ）經費ノ豫算

一前年度收支決算報告

一賞罰ニ關スルコト

一違約者處分ニ關スルコト

第十九條　會議ノ決議ハ小會ニアリテハ決議後五日以内總長ニ大會ニアリテハ決議後十日以内市參事會ニ報告シ併テ市費ノ補助ヲ稟請ス

第廿條　大會小會共開會ノ通知ヲ受ケ無屆欠席者ハ過怠金貳拾錢遲參者ハ五錢ヲ徵收ス

第廿一條　規約第廿七條役員實費及ヒ役員會議費ハ左ノ金額ヲ以テス

一役員實費一組ニ付一ケ年五拾錢

一役員會議費一組ニ付一ケ年壹圓五拾錢

第二節　施行細則

明治二十七年二月、勅令第十五號消防組規則發布せらるゝや、本縣に於ては、同年五月縣令第三十一號を以て、消防組規則施行細則を公布し、同三十二年二月（縣令第十四號）之が改正を爲せり。爾後幾たびか改廢を經て、左の如き現行法規を見るに至れり。

消防組規則施行細則

第一條　消防組ハ其設置區域ノ市町村名又ハ大字名ヲ冠稱ス其數部ニ分割シタルトキハ何市町村消防組第何部ト稱ス

第二條　消防組規則第一條ニ依リ市町村ニ於テ消防組ノ設置ヲ申請セントスルトキハ其申請書ニ左ノ各號ヲ記シ市町村長ヨリ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ差出スヘシ

一　設置ヲ要スル理由

二　設置區域及其區域內ノ戶數人口
三　消防組ノ名稱
四　消防手及小頭ノ人員
五　設備ヲ要スヘキ器具ノ種類員數及建物ノ設計書
六　諸手當ノ給否（手當ヲ給スルトキハ其種別及金額トモ）又ハ被服ノ貸否

第三條　警察署長ハ所轄內ノ消防組ヲ指揮監督ス

第四條　組頭及小頭ハ（警部長）之ヲ命免ス

但部ヲ分チタルトキハ各部小頭中ノ一名ヲ以テ部長ヲ兼攝セシム其命令モ亦同シ

第五條　消防手ハ警察署長警察分署長之ヲ命免ス其ノ資格ハ左ノ各項ニ牴觸セサル者ニ限ル

一　公權褫奪若クハ停止中ノ者
二　禁治產中ノ者
三　公費ヲ以テ救助中ノ者

四　懲戒處分ニ依リ消防手ノ職務ヲ免セラレ滿一年ヲ經過セサル者
五　消防組設置區域內ニ在住セサル者
六　年齡十七才ニ滿タサル者
七　身體强壯ナラサル者
八　平素品行方正ナラス又ハ暴行ノ癖アル者

第六條　消防組員在職中前條各號ノ一（第八號ヲ除ク）ニ觸ルヽノ事實ヲ生シタルトキハ警察署長警察分署長ノ通告ニ依リ其資格ヲ失フ

第七條　消防組ニ要スル器具ノ種類員數及被服手當ノ給與ハ設置ノ都度之ヲ定ム

前項設備ヲ了ヘタルトキハ（建物ヲモ包含ス）所轄警察官署ニ屆出ツヘシ其器具建物被服等ニシテ實用ニ適セスト認ムルモノアルトキハ更ニ之カ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第八條　消防器具ニハ一定ノ徽章及番號ヲ附スヘシ但旗及提燈ノ目標ハ第一號雛形ニ依ルヘシ

第九條　消防器具備ヘ置場及火ノ見櫓ノ建設位置等ハ所轄警察署長警察分署長之ヲ指定

ス

第十條　消防器具ハ總テ組頭ニ於テ保管スヘシ其携帶ニ便ナル器具ハ之ヲ各組員ニ交附シ保管セシムルコトヲ得但保管者ノ故意又ハ怠慢ニ依リ破損セシモノアルトキハ其保管者ヲシテ損害ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

第十一條　組頭ハ四ケ月毎ニ一回器具及建物ヲ巡檢スヘシ但各組員ニ交附セル器具ハ巡檢ノ都度一定ノ場所ニ持出サシムルコトヲ得

第十二條　組頭ハ器具及建物ニ對シ改造若クハ修繕ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ所轄警察署長警察分署長ニ屆出ツヘシ警察署長警察分署長ハ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第十三條　組頭ハ毎年一回(十二月)第三號書式ニ依リ器具ノ現況報告書ヲ作リ所轄警察署長警察分署長ニ報告シ同時ニ市町村長ニ報告スヘシ

第十四條　組頭ハ第一號第二號書式ニ依リ組員名簿及器具ノ目錄ヲ備ヘ置キ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

第十五條　組頭ハ組又ハ部毎ニ各消防手ノ分擔ヲ定メ所轄警察署長警察分署長ニ屆出ツヘシ其事項概ネ左ノ如シ

一　標識係
二　器械係
三　用水係
四　雜事係

第十六條　組頭ハ信號器ノ數ニ應シ消防手中ヨリ信號擔當者若干名ヲ選定シ毎日輪番ヲ以テ當番ヲ定メ所轄警察官署ニ屆出ツヘシ

第十七條　信號當番者ハ終始意ヲ職務ニ傾注シ火災ト認ムルトキハ第十八條ノ區別ニ依リ速ニ信號スヘシ

第十八條　信號打方左ノ如シ

一　火災アルヲ知リ得タルトキ
（一點）　○　○　○
二　區域内火災ノトキ

（三點）○——○——○　○——○——○

三　區域內火災ニシテ其區域外組員ノ應援ヲ求ムルトキ

（四點）○—○—○—○　○—○—○—○

四　區域外ノ應援ニ出張スルトキ

（二點）○——○　○——○

五　區域ノ內外ヲ問ハス燒點ヨリ三丁內ト認ムルトキ

（亂點）○○○○○○○

六　水災其他ノ事變ニ際シ召集スルトキ

（五點）○—○—○—○—○　○—○—○—○—○

七　鎭火ノトキ

（班點）○　○——○　○　○——○

第十九條　前條ノ信號アリタルトキハ其區域內ノ組員ハ規定ノ服裝ヲ著ケ各擔當ノ器具ヲ携帶シ速ニ現場ニ馳セ付ケ警察官ノ指揮ヲ受クヘシ

第二十條　信號ハ火災ノ外警察官ノ許可ナクシテ打ツコトヲ得ス

第二十一條　消防組員出場中ハ罹災者ノ身體財產ノ保護ニモ注意スヘシ

第二十二條　消防組ノ應援區域ハ隣接ノ市町村ヲ限界トス但火災ノ狀況ニ依リ限界外ニ出場セシムルコトヲ得

第二十三條　消防組ハ警察署長警察分署長ヨリ水火其他ノ事變ニ際シ臨時警邏ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條　組頭及小頭ハ常ニ各消防手ノ擧動ヲ視察シ若シ不都合ノ行爲アリト認ムル者アルトキハ速ニ其旨所轄警察署長警察分署長ニ申告スヘシ

第二十五條　消防組員ニシテ病氣其他ノ事故ニ依リ辭職セントスル者ハ其事由ヲ具シ消防手ハ所屬小頭（部長ノ設ケアルトキハ部長）及組頭ヲ經テ所轄警察署長警察分署長ニ組頭及小頭ハ警察署長警察分署長ヲ經テ（警部長）ニ願出ツヘシ

第二十六條　消防組員ニシテ七日以上旅行セントスルトキハ又勤務ニ服シ難キ事故アルトキハ組頭及小頭ハ所轄警察署長警察分署長ニ消防手ハ組頭ニ屆出ツヘシ

第二十七條　消防組員ハ常ニ品行方正ヲ旨トシ他人又ハ他組ニ對シ强迫ケ間敷所爲又ハ粗暴ノ擧動ヲ爲スヘカラス

第二十八條　出場中ハ濫リニ他組若クハ他部ノ持場ヲ侵シ又ハ他人擔當ノ事ニ干渉スヘカラス

第二十九條　出場中ノ消防組員ハ警察官ノ點檢ヲ受クルニアラサレハ退散スルコトヲ得ス

第三十條　（警部長）ハ期ヲ定メス警察署長警察分署長ハ毎年一回以上所轄内各消防組ヲ巡檢シ紀律ノ保持器具ノ整否ヲ監査セシム

巡檢ノ通達ヲ受ケタル消防組ハ指定ノ日時場所ニ參集スヘシ

第三十一條　巡檢ノ際ハ左ノ事項ヲ練習セシム

一　信號打方

二　器械器具ノ運用方

三　號令整列點呼及運動法

第三十二條　消防組ニハ土地ノ狀況ニ依リ手當ヲ給セス又ハ被服ヲ貸與セサルコトアルヘシ

第三十三條　被服ハ法被股引頭巾トシ其製式ハ第二號雛形ニヨルヘシ但股引ニハ一定ノ徽章ヲ附スルコトヲ得

組頭及小頭ハ適宜洋服帽子ヲ用ヒルコトヲ得ヘキモ白布（長曲尺四寸五分幅同三寸）ニ組頭又ハ小頭ト黑書シ兩肩ニ附着スヘシ

第三十四條　組員ノ被服及器具ノ交附方ハ組頭ニ於テ擔當シ第四號樣式ノ帳簿ヲ備ヘ其受授ヲ明カニスヘシ

第三十五條　手當ノ交附方ハ市町村長ニ於テ之ヲナスヘシ

第三十六條　消防組員ハ規定ノ手當ヲ受クルノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ職務上警察署長警察分署長ノ認可ナクシテ他ヨリ財物又ハ饗應ヲ受クコトヲ得ス

第三十七條　消防組員ハ被服及器具ヲ職務外ニ使用シ又ハ他ニ貸與スルヲ得ス

第三十八條　消防組員ノ解職又ハ資格ヲ失ヒタルトキハ其交附品ハ直ニ組頭ニ返納スヘシ

第三十八條ノ二　消防組（部ヲ有スルモノニアリテハ部）左記各號ノ一ニ該當スルトキハ

金馬簾ノ使用ヲ認許スルコトアルヘシ

一　災害事變ニ際シ拔群ノ功勞アリタルトキ

二　規律訓練卓絶シ他ノ模範トスルニ足ルトキ

三　水火災其他ノ災害警防ニ關スル施設ヲ爲シ其成績顯著ナルトキ

四　消防器械器具等ノ整備改善ヲ圖リ其成績優秀ナルトキ

金馬簾ノ使用認許ハ前項一事由毎ニ一條トス

金馬簾ハ其使用認許ヲ受ケタルモノヽ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十八條ノ三　消防組左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金馬簾使用ノ認許ヲ取消スコトアルヘシ

一　規律紊レ訓練衰退セリト認メタルトキ

二　消防組ノ體面ヲ汚損スルノ行爲アリタルトキ

第三十九條　消防組員職務上著シキ功勞アルトキハ金品ヲ賞與シ若ハ褒詞ヲ與フルコトアルヘシ

第四十條　左ノ事項ニ該當スル者ノ懲戒ハ其情狀ニ依リ免職停職又ハ譴責トス

一　消防組ニ關スル諸規定又ハ警察官市町村長又ハ組頭小頭ノ指揮命令ニ違背シタル者

二　職務ニ怠慢ナル者

第四十一條　組頭小頭ノ懲戒ハ（警部長）消防手ノ懲戒ハ警察署長警察分署長之ヲ行フ

第四十二條　停職ハ一年以內トス但停職中ハ手當ヲ給セス

第四十三條　水災警防ノ必要アリト認ムル市町村ノ消防組ハ其事務ヲ兼ヌルモノトス

附　則

第四十四條　消防組員ニシテ本則施行前調製シタル法被股引頭巾及旗提燈等アルモノハ本則ノ雛形ニ適合セサルモノト雖トモ當分ノ間之ヲ使用スルコトヲ得

（表簿樣式雛形等記載ヲ省ク）

第十章　附錄

第一節　關係年表

最後に徳川時代以降に於ける、火災事變に關する出來事を列擧して、參考に供ず。

元祿九年二月八日　庄島小路白石仁右衛門（塗師）家より出火、府下大半燒亡、救助米出づ（米府年表）

同十一年四月廿四日　原古賀町出火、苧漕川橋より西福寺まで三丁程燒失。（米府年表）

（石原家記）元祿十一年四月二十四日の夜、原古賀町壹丁目より三丁目迄、但橋際より西福寺迄凡百四十軒程燒失。

寶永二年正月十七日　櫛原五番目湯山（四郎）庄右衛門殿より出火、長町壹丁目より四丁目桝屋安之丞まで、壹丁目は米屋隣迄、中町一丁目より三丁目迄、紺屋町中・十間屋敷士屋敷六軒燒失。（石原家記）

（長町は今の通町にして十間屋敷は日吉町なり）

享保二年三月廿五日　京隈小松原出火、延燒數十軒。

同年十月五日　瀨ノ下町出火、百五十軒餘燒出。（米府年表）

（石原家記）享保二年十月五日、木屋安右衛門出火、濱町中ノ丁・上ノ丁・横町・新町・京町口迄凡百五十軒餘燒失、中ノ丁庄右衛門瓦家故火留るに付、下町不燒。

同三年五月三日　長町九丁目より出火、十丁目迄不殘燒失、內生野屋一軒殘、八丁目の方寺町口迄左右燒く。（石原家記）

同九年十二月二十八日　原古賀町火事、凡貳百軒程燒失。（石原家記）

同十一年三月四日　田代三郎右衛門宅より失火、烈風に依りて、外城中、庄島廓、市坊若干軒類燒す。（筑後志）

寶曆五年三月廿六日　府下小松原の住人小林治兵衛居宅より出火、京隈郭及外城中に至り士屋敷五十八宇類燒す。（全上）

同十三年四月廿三日　通町十町目出火類燒數十軒。（米府年表）

寛政四年九月朔日　江戸に於て幕府有馬家消防の功勞を賞す。（米府年表）

同十一年十一月廿八日夜、築島町出火、類燒九十軒、火元同町伊作。（仝　上）

享和元年八月十四日　原古賀町五丁目出火。（仝　上）

同二年九月二十日　瀬ノ下町出火、類燒百五十四軒、裏町・横町・濱町へ燒通る。（仝　上）

文化三年四月朔日　江戸增上寺火の番なる久留米藩消防幕府より褒詞を受く。（仝　上）

同六年八月廿三日　瀬ノ下町出火、じろり町庄右衞門・濱町・通町・横町・大石村分・京隈村分合せて百七十九軒燒失。（仝　上）

同十一年十二月廿一日　御城內祇園寺出火類燒一軒。（仝　上）

文政元年六月廿六日　原古賀七丁目火事、三十軒燒失。（仝　上）

同二年九月十二日　原古賀町一丁目出火、類燒四十二軒。（仝　上）

同十一年八月九日大風。

九日の夜四半時頃より暴風起り、初は北東風にて辰巳に廻り、尤烈敷、七つ時頃南西廻り、明六時頃猶る。十日も終日風立、雨又不止、一頻つつ强雨、御城下並に在町潰家擧て算へがたし。倒木其外破

損無之家は稀にもなし。高良山杉檜三萬餘倒る、山中まばらになる。在町怪我人多し。同夜若津邊は高汐にて破船潰家多し。隣國も同樣、大變古今未曾有の大風と云。右大風中庄島坊主丁桑山門藏宅出火、家內四人共燒死。但大風に家潰れ四人共に梁にしかれ居候處に、火燃出類燒は無之、同夜十軒屋敷岡部五郎長屋より出火、櫛原小路迄燒通り、士家四十二軒、町家六十軒餘類燒。（米府年表）

文政十二年二月六日　庄島大火。

庄島石橋町石井龍太郎宅より出火、西南の風烈敷西立丁半・法雲寺丁・正蓮小路・細工町・鍛冶屋町米屋町・吳服町・兩替町・片原町・三本松町・新町・通町三丁目迄御城內少々、櫛原小路不殘鐵砲小路寺町少林寺迄延燒、惣四百七十七軒內士家百十軒、寺七ケ寺、町家表家三百三十五軒、藏六十九戸前、裏家三十七軒、無格御扶持人凡七十軒。（仝　上）

天保十年三月二日　十軒屋鋪出火、江尻與三郎裏物置小屋より燃出、通町八丁目・九丁目十丁目・外町迄燒通る、惣家數二百一軒、夕七ツ時頃より燒出、夜五時頃鎭火。

文久二年三月十五日　久留米藩侯有馬賴咸公、火衞褒詞を受けらる。（米府年表）

明治二年五月　久留米城廓內出火防備の手筈を定む。（民政局日誌）

同年九月　良山（高良山なり、當時久留米藩廳の所在地）出火變儀の節、大砲合圖のことを布告す。（全上）

同年十月　出火變儀の際に於ける兵隊出動の部署を定む。

同六年八月一日　瀬ノ下庄屋町失火、三十一軒燒失、暮頃より迅雷出火場へ三つ、原古賀町天滿宮へ一つ、其他所々落雷十五六度。（加藤田日記）

同年十二月十六日夕、　長門石村失火、五六軒類燒。（加藤田日記）

同十一年二月　久留米警察署内に火見櫓を設け警鐘合圖の打方を定む。

同十三年一月十九日　火災の節鎭火合圖を自今號鐘一つ打切數回と定む。

同二十四年七月一日　久留米市消防組規約實施。

同二十七年二月　勅令第十五號を以て消防組規則公布せらる。

同年五月　福岡縣令第三十一號消防組規則施行細則發布。

同年十月三十日　本市消防組公設認可せられ、六部制を取る。

同三十二年二月廿五日　福岡縣消防組規則施行細則改正。

同三十八年三月一日　園田茂榮久留米市消防組頭拜命、同四十三年九月退職

同四十一年十二月十六日　始めて消防組拾年以上勤續者中の模範たるべき者を表彰せり。

同四十三年八月三十日　田村和六久留米市消防組頭拜命、大正二年十二月退職。

同四十四年四月十九日　米屋町菊竹金文堂書店煙突より發火、一家殆ど全燒せしも、幸に他に延燒せざりき。

大正二年十二廿五日　中野猪之助久留米市消防組頭拜命。

大正五年十二月　宗像巡査部長、久留米警察署消防主任を命ぜらる。

同六年十月　三瀦郡鳥飼村合併の結果消防組三部增設、九部制と爲る。

同七年二月十日　久留米市消防義會發會式を擧ぐ。

同十年六月　筑後川大洪水につき消防組全部出動、浸水防禦及警備の任に當る。

同十一年二月十八日　日吉町活動寫眞常設館（松竹館）出火燒失。

同年三月　皇后陛下福岡市行啓中、同月十八日より五日間、組員交替晝夜火災其他の警戒に從事せり。

同十二年六月　本市消防組に新に本部を創設す。

同年七月七日　市會に於て上水道敷設の決議を爲す。

同年八月　三井郡節原村合併の結果、消防組二部を增加し十二部と爲る。

同年十月　此頃より久留米市內に輕便喞筒備付け始まる。始めて消防藝者を出す。

同年五月十日　三本松町、橋本恒二方煙草吸殼の不始末より發火、住宅三、非住家二棟燒失、損害七萬六千餘圓。

同十三年八月　長門石町處女消防組組織。是月福岡縣消防協會設立。

同年九月　東櫛原町處女消防組組織。

同年十月廿六日　京町五丁目山本豐吉方失火、（煙草吸殼の不始末）非住家全燒二、半燒一棟、損害二萬四千餘圓。

是月、火災專用電話設置、消火用水利調査を行ふ。久留米市消防義會財團法人組織と爲る。

同年十一月　三井郡國分町編入の結果更に消防組四部を增置し、十六部と爲る。

是月二十日中學明善校西北隅の炊事場より發火。

同年十二月二十日　鍛治屋町、秋山正樹方失火、住家三棟燒失、損害二萬九千圓。

同十四年四月四日　東町飼田菜方漏電發火、工場三棟燒失、損害一萬二千餘圓。

同年八月　久留米警察署構內の警鐘臺を改築す。

同年十月十九日　福岡縣知事長門石町及東櫛原町處女消防組に賞詞を與ふ。

是月二十二日　牟田山陸軍練兵場にて久留米消防の大點檢（點檢官柴田縣知事）を行ふ、縣內各地よりの見學者約一千人。

同十五年三月十五日　久留米警察署管內九ヶ町村消防組聯合點檢。

同年六月二十七日　久留米警察署消防主任宗像小文太死去、享年五十一。

同年八月三十一日　福岡縣前原警察署管內各消防組幹部二百餘名來米、當市消防組の施設訓練防火設備等の狀態見學。

昭和二年二月十一日　野中町、隈友吉所有の家屋竈の不始末より失火、非住家一棟全燒、損害三萬五千圓。

同年三月七日　本日より三日間、久留米中學明善校々庭に於て、筑後各警察署管内消防組の講習會開催。

是月二十七日　福岡縣知事より本市消防組に對し、金馬簾使用認許證を下附せらる。

同年五月八日　富山市消防組頭長谷川庄藏來米、本市消防狀態視察。

同年六月五日　本市消防組、消防研究會發會式擧行。

同年十月二十一日　消防組秋季點檢の際、警察部長及久留米市消防義會より優良組員を表彰せり。

是月、大日本消防協會發會式を擧ぐ。

同年十一月七日　福岡縣消防組頭大會を久留米市にて開催。

是月十日　本市上水道起工式を擧ぐ。

是月二十八、二十九日の兩日　巡査部長西原亥之助引率の下に、久留米市消防組部長五人、佐世保・長崎兩市の消防施設狀態を視察せり。

是月二十八日より五日間　福岡市に於て縣下消防主任消防講習會開催せらる。

同年十二月六日　久留米市消防義會は、本日より十四日迄、久留米署消防主任巡査部長中山松太郎を全國各地に派遣して、消防狀態の視察を爲さしむ。

是月十一日　日吉町活動寫眞常設館(旭館)出火燒失。

同三年一月二日　津福今町中島大吉方煙草吸殼不始末より煙火製造工場發火、非住家一棟全燒、損害五萬一千圓。

是月八日　福岡縣遠賀郡島門村消防組頭消防狀態視察の爲來米。

同年四月九日　市内小頭町劇場惠比須座に於て、久留米市消防員勇退者送別會を開く。

同年六月下旬　洪水の際本市消防組出動して防備救護に盡力せしを以て、翌月十日船越市長より感謝狀を贈らる。

同年七月十五日　自動車筒唧第一號車購入。

同年九月九日　本市消防組第二部警鐘臺及格納庫（市内日吉小學校敷地内）新築落成式を擧ぐ。

是月、福岡縣令を以て消防筒唧操典を改正發布せらる。

同年十月二十八日　自動車喞筒格納庫（久留米警察署構內）新築落成式擧行。
同年十一月四日　本市消防組第一部警鐘臺及格納庫（市內南薰小學校敷地內）成る。
是月十一日　自動車喞筒第二號車購入。
同年十二月十五日　六月下旬、洪水の際數日間出動防備警戒に努力せしを以て、齋藤福岡縣知事は本市消防組第六部に對し、賞金を與へて之を表彰せり。
是月　聖上陛下御即位式前後、地方安寧の保持災害警防に努力せし廉を以て、縣警察部長より感謝狀を受く。
同四年一月十三日　本市消防組出初式當日、福岡縣消防協會總裁より、十年以上勤續の組員を表彰せらる。
是月二十九日　本市消防組組織變更認可せらる
同年二月十一日　本市消防組中野組頭、齋藤福岡縣知事より表彰せらる。
同年三月十一日　午後七時、中學明善校教室三棟二階建全燒、損害一萬六百圓、發火の原因は左官三名の焚火の不始末に因る。

此時我が消防組出動盡力せし爲、齋藤福岡縣知事より禮狀を贈らる。
同年十一月十五日　本市上水道通水式を行ふ。
是月廿四日　「消防恩師宗像警部」出版發行。
同五年一月六日　本市消防組成績優良なるを以て、再び福岡縣知事より金馬簾使用を認許せらる。
是日出初式に於て、久留米市消防義會より同會功勞者及優良消防手並に永年勤續者を表彰せり。
同年三月三十一日　本市上水道工事全部竣成。
同年七月十八日　暴風に際し消防員の非常召集を行ひ、危險防止事業に力を盡す。
同年七月　末日より八月廿一日まで、秩父宮殿下並に同妃殿下本市御滯泊中、每日夜警奉仕を爲す。
同年八月　秩父宮殿下本市御滯泊中、警備の任に當りし爲、本市消防組に對し福岡縣知事より感謝狀及金壹封を贈らる。

同年十月十一日　日吉町新天地（百貨街）大火、大小の店舗四十六戸全燒、半燒五戸、損害十萬圓と稱す。

同六年三月二十五日　九州醫學專門學校附屬病院出火の際出場消防に盡力せし爲、同校長より感謝狀を受く。

同年四月　本市消防組組織變更を行ひ、全體十六部定員五百二十七名と爲る。

同年六月五日　宗像警部銅像除幕式を擧ぐ。

同年九月九日　中野組頭大日本消防協會より表彰せらる。

同七年三月廿八日　本市消防組大日本消防協會より表彰旗及表彰狀を受く。

同年五月七日　午前二時半頃本町——舊苧扱川町——油屋旅館二階より發火、住家二棟燒失、損害約二萬二千圓

是月十五日　三月下旬、我が消防組大日本消防協會より表彰せられしを以て、本日共祝賀會を開く。

午前八時半より篠山舊城址下なる、九州醫專專門學校グラウンドにて、臨時點檢を行ひ、終了後更に午後二時より、小頭町惠比須座に於て、盛大なる祝賀會を催せり。

【參考】消防組點檢及組員の表彰・消防主任の講習會等每年殆ど定例的に行はるゝものは、其主なるもの一二を掲げて、他は總て省略したり。

火災保險の目的は、火災の爲不測の損害を受けし者に一定の塡補をなして、被害以前の經濟に復せしむるに在り。故に火災保險は家庭安全の保證にして、又地方の繁榮にも大なる關係を有するものなり。

故宗像警部銅像

第二節　宗像警部

宗像小文太氏は熊本縣飽託郡の人、明治廿九年熊本野戰砲兵第六聯隊に入り累進して砲兵一等軍曹と爲る、滿期退營の翌年即三十三年十一月巡査拜命、福岡縣門司警察署に勤務す。三十七年日露戰役起るに及び、佐世保砲兵大隊に入隊出征して軍功を樹つ、三十九年二月凱旋、勳七等に叙し功七級金鵄勳章を授けらる。

尋いで福岡縣巡査に復職功勞抑からず、四十三年巡査部長に昇進し、大正三年、東京內務省開催の消防特別講習生となり、約三ケ月間消防に關する諸種の研究を重ね、歸任後拔擢せられて久留米市なる獨逸俘虜收容所取締として派遣せらる、蓋し其の身長五尺八寸餘體重二十四貫の偉大なる體軀を有せると、磊落にして人との接觸に好感を與ふるの特徵ありしを以てなり。

同五年七月、久留米警察署詰と爲り衞生主任を命ぜられ、特に傳染病の撲滅に力を盡しゝが、程なく消防主任に轉じ、玆に始めて氏が全生命を傾注して消防の刷新に努力するに至り、警火思想を徹底せしむる爲、時に自ら標語或は浪花節を創作して機會ある毎に之が宣傳を爲し、又

消防員の訓練、要具の設備等寝食を忘れて熱心に企劃指導を爲し、其改善向上を圖れり。此に於て輕便喞筒普及し、消防義會設立せられ、久留米署管内の消防事業大に面目を改め、氏は遂に消防の神と謳歌せらるゝに至れり。

大正十五年三月、東京及北海道方面の消防事業視察を了へ、六月軍事々務引繼の爲、三井郡北野町に出張中、急性盲腸炎に罹り、同廿七日逝去。享年五十一。長男景明家を嗣ぐ。

氏の病危篤の報傳はるや、官特に其功績を賞し警部に昇進せしむ、越えて七月三日、京町梅林寺に於て警察消防共同にて盛大なる葬儀を營み、尋いて其の傳記を編纂して汎く志士仁人の義金を募り、瀬ノ下町水天宮境内に銅像を建設し、以て其偉業を不朽に傳へんことを計畫せしが、江湖の同情翕然として集まり、昭和六年夏之が實現を見六月五日除幕式を擧げたり。

——（人は一代名は末代）——

昭和七年五月八日印刷
昭和七年五月十五日發行　【非賣品】

編輯兼發行者　久留米市警察署内　久留米市消防組
印刷人　久留米市鍛治屋町二三番地　秋山源次郎
印刷所　久留米市鍛治屋町二三番地　秋松活版所